

議事要旨(2) セグメント情報開示専門委員会における検討状況について（公開草案に対するコメントへの対応等）

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、本年 7 月に公表したセグメント情報等の四半期財務諸表における取扱いについて「四半期財務諸表に関する会計基準」および同適用指針を改正する企業会計基準公開草案第 32 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 31 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメントと、コメントへの事務局の対応案について説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

（報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合の取扱い）

- ・ 第 2 四半期以降に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合の取扱いとして、会計基準（案）第 19 項(7)⑤、⑥の記載を公開草案から追加しているが、会計基準に定める事項としては内容が細かく、また、提案されている文案の内容も分かり難いため、あえて会計基準に追加すべきではないのではないかという意見があった。また、寄せられたコメントを読む限り、事務局が提案しているような詳細な内容について会計基準に定めることをコメント提出者が求めているとは考え難いという意見があった。

これに対して、事務局からは、寄せられたコメントは、第 2 四半期以降に変更がなされた場合に注記すべき事項が不明確であるという趣旨と考えており、記載を簡潔にすること等の対応は今後必要であると考えているが、第 2 四半期以降に変更がなされた場合に注記すべき事項を明確にするためには、今回提案する事項を追加することが必要ではないかと考えているとの説明がなされた。

- ・ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合に、コスト・ベネフィットの観点から、重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合の四半期財務諸表の注記事項と同様の内容を、セグメント情報等に関する事項について、会計基準で定める必要はないのではないかという意見があった。

これに対して、事務局からは、セグメント情報については、マネジメント・アプローチを導入した結果、内部管理上の情報をもとに開示を行うため、比較情報を開示する際に特別な追加的作業は生じないものと考えているとの説明がなされた。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び同適用指針の文案について、より分かり易い記載となるよう、検討を行うこととされた。

以 上

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。